

<報道発表資料>

令和3年11月29日

令和3年度埼玉県政世論調査結果（最終報告） 「共生社会」「エスカレーターの利用」をテーマとした 課題調査などの結果がまとまりました

県民の要望や生活意識などを把握し、県政推進の資料とするため毎年度実施している埼玉県政世論調査について、今年度の結果がまとまりました。

毎年度実施している「生活意識」「日常生活」「県政への要望」に関する調査のほか、今年度は「共生社会について」と「エスカレーターの利用について」の2つのテーマについても調査を行いました。

● 調査の概要

1 調査設計

- 調査地域 埼玉県全域
- 調査対象 県内に住む満18歳以上の個人の方
- 標本数 5,000人
- 標本抽出 住民基本台帳による層化二段無作為抽出法
- 調査方法 郵送法（郵送配布、郵送回収・インターネット回収併用）
- 調査期間 令和3年7月9日（金曜日）から30日（金曜日）まで

2 回収結果

回収率 55.3%（回収数2,767人／標本数5,000人）

3 主な調査結果

（1）課題調査

①「共生社会」について

<「共生」という言葉から思い浮べること>

- ・ 「『共生』という言葉からどのようなことを思い浮べますか」との質問に

対し、「人と人とのつながり」(51.0%)が5割強で最も高く、次いで「多様性の尊重」(48.1%)、「偏見や差別(がない)」(39.4%)、「地域における支え合い」(31.4%)、「環境や自然」(30.0%)などとなっています。

<共生社会を実現するために最も重要だと思う取組>

- ・ 「共生社会を実現するために、最も重要だと思う取組はどれですか」との質問に対し、「地域において支え合う仕組み」(28.1%)、「子供や若者、高齢者など年齢を超えた交流促進」(15.1%)が高い一方で、「考えてもよくわからない」(16.8%)も1割台後半となっています。

②「エスカレーターの利用」について

<「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」の認知度>

- ・ 「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」(令和3年3月30日公布、同年10月1日施行)について、「条例ができたことを知っていますか」との質問に対し、調査時点では「条例ができたことを知らない」(59.2%)が、約6割となっています。
- ・ 「条例ができたことも、利用者の義務が規定されていることも知っている」(21.0%)と「条例ができたことは知っているが、利用者の義務が規定されていることは知らない」(17.3%)を合わせた『知っている(計)』は、38.3%で4割弱でした。

<エスカレーターの歩行利用について感じる事>

- ・ 「エスカレーターを歩いて利用することについて、どのように感じていますか」との質問に対しては、「段差を登れず、右手でしか手すりにつかまれない利用者など社会的弱者に対する配慮が欠ける行動だ」(64.5%)と「事故につながる恐れがあり危険だ」(63.9%)の項目で、『そう思う(計)』との回答が6割を超えました。

(2) 定期調査(生活意識)

「定住意向」

- ・ 「今お住まいの地域に、ずっと住み続けたいと思いますか。それとも、できればよそへ移りたいと思いますか」との質問に対し、「住み続けたい」(65.5%)が6割台半ば、「よそへ移りたい」(17.5%)は1割台後半でした。
- ・ 「住み続けたい」理由を尋ねたところ、「住みなれていて愛着があるから」(59.1%)が約6割と最も高く、次いで「交通の便がよいから」(47.7%)で4割台後半でした。

※ 調査結果をまとめた報告書については、次のホームページで御覧いただけます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/yoron/yoron2021-hokoku.html>

なお、報告書は県政情報センター（048-830-2543）や各県立図書館でも閲覧できます。（県政情報センターでは販売も行います。）

● 問い合わせ先

【課題調査の内容について】

<共生社会>

県民生活部人権推進課 担当 野村 電話 048-830-2255

<エスカレーターの利用>

県民生活部消費生活課 担当 高杉 電話 048-830-2938

【その他調査全般について】

県民生活部県民広聴課 担当 松本、速水 電話 048-830-2850